

修了証明書再発行の取扱い

1 修了証明書の性格は次のとおりである。

- (1) 修了証明書は、研修課程を「修了」したことを証明するものであることから、学校の卒業証書と同様の性格を有するものである。したがって、通常の免許証とは性格が異なる。
- (2) 修了証明書は、修了時点の事実に基づきその内容を証明するものであるので、修了時に限り交付するものである。

2 1で示した修了証明書の性格を踏まえ、修了者から再交付の依頼があった場合は、修了者名簿により修了者であるか十分確認したうえで、次により対応することとする。

(1) 紛失した場合

実物と同一の証明書に代え、氏名、生年月日、修了証明書番号、修了年月日を記載した文書（別紙7－1又は別紙7－2）を交付し、修了した旨の事実を証明する。このことは、学校の卒業証書の場合、紛失しても実物と同一の証書を再発行せず、証書に代え、卒業した旨を文書で証明するのと同様である。

なお、事業者の判断により、実物と同一様式で再交付することも可能とする。ただし、その場合は次の点に注意する。

ア 修了年月日と再交付年月日を必ず併記し、再交付の証明書であることを明示する。

イ 再交付日等を、該当者が掲載されている修了者名簿に記録する。

ウ 当初交付の証明書が発見された場合には、直ちに返還させるものとする。

(2) 氏名の変更の場合

氏名の変更による再交付は行わないものとする。これは、修了証明書が修了時点の事実に基づく内容を証明していることから、修了時点と異なる現在の氏名により再度証明することは適切でないためである。

ただし、事業者の判断により、交付済みの証明書に変更後の氏名を追記することは差し支えない。その際は、追記した箇所に法人の代表者印を押印して証明す

ること。

なお、氏名を変更した者から紛失による再交付の依頼があった場合は、修了時点の氏名（変更前の氏名）により再交付するものとする。これは、すでに記述したように、修了した時点の事実に基づく証明書なので、修了時点の事実と異なる現在の氏名で証明することは適切でないと考えるためである。

（３）特別な事情による氏名変更の場合

例外として、家庭裁判所から正当又はやむを得ない事情のために名(氏)の変更を許可された者から変更後の氏名の修了証明書の発行依頼があった場合には、次のいずれか方法により確認するとともに、記録を残したうえで、変更後の氏名の修了証明書を発行できるものとする。

ア 家庭裁判所より発行される変更を許可すると記載した許可証

イ 戸籍謄本又は戸籍抄本

なお、上記の例により修了証明書を発行した場合、事業者は速やかに介護員養成研修修了者名簿（様式２４）の電子データ（Excel ファイル）を変更箇所及び変更理由がわかるようにし、知事へ提出しなければならない。